

「定額減税調整給付金(不足額給付)」支給対象者への書類誤送付について

この度、「定額減税調整給付金(不足額給付)」支給対象者への書類の送付に関して、誤って旧住所に168件送付したことが判明しましたが、9月9日までに対応が完了しました。

記

- 1 経過 令和7年8月13日(水)に「定額減税調整給付金(不足額給付)」支給対象者から、宛先が旧住所になっている「定額減税調整給付金(不足額給付)」支給に関する郵便物が送付された」とコールセンターに問い合わせがありました。
調査の結果、令和7年8月8日(金)に8,691件発送した「定額減税調整給付金(不足額給付)」支給に関する書類の内、誤って宛先を旧住所(令和7年1月1日現在)に発送してしまった件数が168件判明しました。
判明後、該当者への連絡や臨戸により発送物の回収対応を行いました。
- 2 対応 該当者の皆様に連絡を取り謝罪するとともに、発送物の回収等を実施しました。
- 3 原因 最新の住所で発送すべき通知を、委託業者が住民税の賦課期日である令和7年1月1日現在の住所で誤って発送してしまったことによるものです。
- 4 再発防止策 今回の通知は、業者に委託し発送したのですが、今後は、発送前に指示通りの宛先となっているかの確認を徹底することにより、再発防止に努めてまいります。



いただきへの、はじまり 富士市